

会計年度の変遷と松方正義

甲 斐 素 直

[はじめに]

現在、我が国において、国の会計年度は、4月から翌年3月までとなっている（財政法第11条）。諸外国で、我が国と同様に4月を会計年度の始期としている国としては英国が知られており、同国は明治日本に多大の影響を与えた国の一つであるため、同国の制度を我が国が導入した、などと記述している例も散見される。しかし、これは完全な誤りで、4月を始期としたのは、我が国独自の決定によるものである。

4月を始期とする我が国現行会計年度は、明治19年（1886年）に定められたが、それ以来、それは、決して合理的なものではないにもかかわらず、現在まで一度も改正されたことがない。そればかりか、この会計年度に引きずられて、教育年度も4月からとされている⁽¹⁾など、今日においては、会計年度は多方面に影響を及ぼしている。

なぜ明治19年に会計年度の始期として4月としたのかについては、既に若干の研究例がある⁽²⁾。しかし、それらは、必ずしも当時における制度導入にあたっての詳細な検討を行ったものではない。

そこで本稿では、以下、明治初期の会計年度変遷の歴史をたどり、その流れの中で、明治19年における年度改革の理由を探求したい。

一 明治初期における会計年度の推移

明治初期における会計年度の変遷については、大蔵省・明治財政史

編纂会が大正 15 年に刊行した『明治財政史』全 15 巻のうちの第 3 巻が、詳細な資料とともに紹介している。そして、第 3 巻では、慶応 3 年～明治 8 年までについては、歳計という用語を使用し、会計年度独立原則が確立された明治 8 年以降については、年度という用語を使用している。以下、その表現に準拠する。

第 3 巻によると、我が国における予算は、明治 6 年 6 月に、その時点で大蔵卿であった大久保利通が、岩倉使節団の一員として外遊中であったため、大蔵省事務総裁という仮の官職で、大蔵省の事務を取り仕切っていた大隈重信が、同年の「歳入出見込会計表」を調整させ、これを公布したのが鎬矢という⁽³⁾。それに対し、決算については、同じ明治 6 年 4 月に開催された地方官会議の際に、参考に供するため、慶応 3 年 12 月以降の決算表の概略を作ったのが最初で、その後、若干の紆余曲折を経た後、予算と同じく、大隈重信が、明治 10 年に、慶応 3 年から明治 8 年までの完全なものを完成させた⁽⁴⁾。同じ明治 8 年に、大隈重信は、詳しくは後述するが、会計年度独立の原則を確立させ、以後、歳計の代わりに年度という言葉が使われるようになる。

第 3 巻によると、歳計と呼ばれる期間において、明治政府はきわめて頻繁に年度の始期及び終期の変更を行っていた。しかし、明治 8 年度に前述の通り、会計年度独立原則を導入した以降においては、明治 19 年度まで全く行っていない。

本節では、会計年度が歳計と呼ばれていた時期における、頻繁な始期・終期の変更理由を検討する。

（一）第 1 期歳計（慶応 3 年 12 月～明治元年 12 月）

明治維新は、慶應 3 年 12 月 9 日に行われた小御所会議と呼ばれるクーデターにより開始された。したがって、第 1 期歳計は、12 月開始とされる。しかし、最初のうちは、関係者は手弁当で活動し、組織体としての財政活動があった訳ではない。明治政府としての実際の組織的な財政活動は、金穀出納所という会計機関が慶應 3 年 12 月 27 日に創設された以降となる⁽⁵⁾。したがって、最初の会計年度は、実質的に

は明治元年1月からスタートしたと考えて良い⁽⁶⁾。この結果、第1期歳計は、実質的には明治元年のほぼ暦年と理解することができる。なお、明治元年には閏4月があったので、慶応3年12月をこれに加えれば、第1期歳計に含まれている期間は合計14ヶ月間である。

しかし、この期間を大隈が第1期歳計と整理したのは、おそらくは別の理由があると筆者は考えている。すなわち、明治元年12月までの期間は、越前出身の財政家である由利公正（当時は、まだ三岡八郎と名乗っていた。）が財政の実権を握って運営していた時期なのである⁽⁷⁾。

由利公正自身は、明治2年2月17日に辞職している。しかし、その前1ヶ月位は実権を失っていた⁽⁸⁾。おそらく、彼は自分が実権を有していた期間について、実権は失ったが名目上は財政責任者であるという、この奇妙な期間を利用して、きちんと決算資料を残したため、大隈重信が後にこの時期の決算を作成した際も、それを利用して、この様な変則的な期間での会計整理を行ったものであろう。

（二） 第2期歳計（明治2年1月～9月）

第2期は、明治2年1月から同年9月の9ヶ月間である。この期間は、前述の通り、由利公正が実権を失った後、財政の実権を握るものがおらず、迷走した期間に当たる。

明治2年7月8日に太政官制の改革により、大宝律令（701年制定）に倣って、二官八省が設けられ、その一環として大蔵省や民部省が誕生した。大蔵省が財政を担当し、民部省が国内行政を管轄した。この時期においては、財政の基盤は年貢米にあったため、財政は大蔵省が担当する一方、徴税は民部省が担当するという問題が生じた。その解決手段として、直ちに民蔵合併が問題となった。民部大輔であった広沢真臣が同月23日に参議に就任したことをきっかけに、大蔵大輔の大隈重信が民部大輔に移動する。ついで、8月11日に、民部卿である松平慶永が大蔵卿に併任になり、大隈は改めて大蔵大輔に併任され、大蔵少輔である伊藤博文も民部少輔になることで、卿・大輔・少輔のトップ三人が兼任することで、第1次民蔵合併が実現したとされる⁽⁹⁾。

なお、山口尚芳は大隈より早く、7月18日に大蔵大丞兼民部大丞になっており、逆に井上馨は遅れて10月12日に大蔵大丞兼民部大丞に就任している。

これにより、大隈重信が財政の実権を掌握することができた。この、大隈が財政権を握った時期が、実質的な第3期の始期となる。

(三) 第3期歳計（明治2年10月～明治3年9月）以降

第1期歳計及び第2期歳計は、前述の通り、大隈重信が後年に整理して作り出した会計期間であって、その当時の方が、そのような会計整理期間が存在すると考えていたわけではない。それに対し、第3期歳計は、明確に大隈が財政の実権を握った後に、意図的に作り出した会計期間である。すなわち、大隈は2年8月に財政の実権を握ると、次のとおり、10月を始期とする会計年度制度を9月に定めたのである。

「明治二年九月会計年度ヲ定メシヲ以テ府県及諸藩寄託地ニ令達シテ元年以降本年九月ニ至ルマテノ貢納及諸費ヲ精算シ其十二月ヲ期シテ之ヲ進致セシメ其十月已降ハ帳簿ヲ新製シ翌年九月ヲ限り決算シ爾後毎年十二月ヲ期シテ之ヲ録上セシム」⁽¹⁰⁾。

なぜ10月を始期としたのか、その理由は、記録されていない。しかし、そこには、次の通り、合理的な理由が存在していたと考える。

すなわち、明治政府になっても、政府歳入の中心は、江戸時代と同じく、年貢米であった。したがって、米の収穫時期に併せる形に会計年度を設置するのが合理的といえる。現在の米穀年度（食糧庁における米穀の取引に関する会計年度）は11月～10月である⁽¹¹⁾が、当時は、旧暦で、この時点では1ヶ月強新暦とずれていたもので、10月～9月とするのが妥当だったのである。前述の通り、明治2年10月から第3歳計が始まったのは、政府内における政争の結果から生じた偶然の要素が強いと考えているが、同時に、これは当時の財政の観点から見て、きわめて合理的な年度設定だったので、そのまま第4歳計以降に定着したものであろう。

ただ、第5期の途中で、次項に述べる改革が行われたため、第5期

歳計は明治4年10月～明治5年12月までの14ヶ月という変則的なものとなる。

(四) 第6期歳計(明治6年1月～明治6年12月)以降

明治4年は、大豊作であった。その結果、米の価格は暴落した⁽¹²⁾。当時は、前年度の地税である米の収穫を換金したものが、翌年度の歳入金となっていた。その結果、明治5年度の歳入額は、その影響を受けて減少した⁽¹³⁾。

他方、岩倉使節団が明治4年に訪欧米に出発し、その間に留守政府が、学制、徴兵令及び地租改正という、いわゆる明治の3大改革を断行した。この明治5年という年は、その3大改革のうち、前2者に着手した年である。このため、膨大な財政支出を必要としていた。その結果、728万4852円という大幅な赤字となった。

学制においても、徴兵令においても、歳出のかなりの部分が人件費であった。そして、明治政府は、江戸幕府が年俸制であったのに対して、月俸制を導入していた⁽¹⁴⁾。明治6年は閏年であったから、そのままと13ヶ月分の月俸を支払う必要が生じた。偶然にも、この旧暦明治5年12月3日は、太陽暦だと1月1日であった。つまり、このタイミングで太陽暦を導入すれば、明治5年12月というのはたった2日しかないことになるので、月給を払わずに済むと考えられた⁽¹⁵⁾。つまり、合計2ヶ月分の俸給を節減できるのである。そこで、明治5年11月9日になって、急遽太陽暦導入が断行された⁽¹⁶⁾。

それにあわせて、会計年度も再び暦年に変更された。現在の米穀年度が、会計年度や暦年とは全く別個に定められていることに端的に示されるとおり、改暦に合わせて、会計年度を暦年に変更する理由は見当たらない。しかし、このときは、それが行われたのである。管見の限りでは、その理由を明確に述べている文書が見当たらない。しかし、地租の金納化促進のため、納入期限をこの時に変更したことに伴うものではないか、と考えられる。明治財政史は次のように述べている。

「旧時地租ハ大率現米ヲ以テ之ヲ徴収シ年内ニ完納セシルムヲ通

常トシ若シ石代金納ヲ請求スルモノアルモ叨リニ之ヲ許ササリシカ明治四年旧来ノ慣習ヲ洗除シ初メテ願次第石代金納ヲ許スコトトセリ而シテ民間ニ於イテモ従来米納ノ煩勞ヲ厭ヒ多クハ石代金納ヲ請願セリ然レドモ納期前一般巨額ノ米穀ヲ売却セントスル時ハ之カ為メニ一時米価格外下落ノ恐レアリ依テ明治五年納期ヲ改メ該年十二月ニ五分翌年二月、四月ニ各二分五厘納トナシ明治六年太陽曆トナリシ後ハ該年十二月納ヲ翌年一月トシ二月、四月納ヲ三月、五月ト為セリ」⁽¹⁷⁾

上記文書を敷衍すると、明治4年が豊作になったため、歳入が激減したことから、政府は、それまでの方針を改め、請願があれば米納に代えて金納を認めることとした。米納は納める側にとっても煩雑だったので、金納を希望する者が多かったが、一時に換金すると米価が暴落する恐れがあるので、明治4年の段階では12月に50%、2月と4月にそれぞれ25%納付させることとした。しかし、明治6年からは太陽曆になったので、12月分を1月に、そして2月、4月分を3月及び5月に納めさせることとした、というのである。

10月を始期とする会計年度が米穀年度に合わせたものとする、金納を奨励したい政府としては、金納における最初の納期である1月を会計年度の始期とするのは、きわめて合理的と言える。おそらくは、これが太陽曆の導入と同時に会計年度を暦年に変更した理由であろう。

次の第7期歳計は、それにしたがって暦年で実施された。

（五） 第8期歳計（明治8年1月～同年6月）及び明治8年度

第8期歳計は、わずか半年間という奇妙な歳計期間となっている。この理由は、明治7年10月13日太政官番外達⁽¹⁸⁾により、明治8年から会計年度を7月から6月までの1年とすることとしたため、その整理期間として設けられたものだからである。ではなぜ、このタイミングで7月から6月までとなったのだろうか。歳計と呼ばれる期間に頻繁に行われた改正の中で、これについてだけは明確に理由書が存在している。

前述の通り、この時点での財政責任者は大隈重信であった。大隈文書に「明治八年歳入歳出予算表例言」と題する文書があり、その冒頭で「会計年度ヲ更正シ釐革セシ旨趣」を、次のように説明している。

「諸税ノ徴納ト諸費ノ支給ト総テ暦年十有二月ノ間ニ於テ其事ヲ完了スルモノニ非ス 例ヘハ地租ノ翌年五月ヲ以テ皆納ノ期トシ 秩禄ノ同シク五月ヲ以テ皆給ノ期トスルカ如キ是ナリ是即会計年度ヲ改定シ歳入歳出共ニ之ヲ此間ニ収束セント欲スル所以ナリ」⁽¹⁹⁾

簡単に言えば、会計年度独立の原則が、この時に導入されたのである。

この簡単な文章を、敷衍すれば、次のようになる。江戸時代及び明治初期のように、年貢米が納税の中核であった時代には、前年の秋に収穫された米が納められ、売却されて現金化した時点で、はじめてその年度の歳入額が確定する。それによりはじめて安定した歳出予算を組むことが可能になる。つまり、この時までは、各年度の歳出額は、年度区分をきちんと実施した場合には、米納制である限り、その前年度の収穫を換金した額、つまり前年度歳入に属するべき額に基本的に依存することになる。その結果、例えば第6期歳計の説明に書いたとおり、明治4年が大豊作である結果、明治5年の第5期歳計の歳出予算に影響が生じるという現象が生じるのである。

このような問題が生じるのは、租税が金納制ではなく、年貢米という物納制であったためである。しかし、明治6年に、明治3大改革の最後の一つ、地租改正が留守政府により断行された。これにより、それまでの年貢米から地租、つまり金納に変わったので、この機会を捉えて、大隈重信は、その地租収入に併せて会計年度を変更することを決断したと述べているわけである。つまり、地租金納制の下では、各年度の歳入は換金する必要なく直ちに使用できるから、歳出を同一年度で照応させることで、会計年度独立原則の導入が可能になるというのである⁽²⁰⁾。

しかし、筆者は、これは後付けの理由だったのではないかと疑っている。地租改正作業は、全国で終了するまでに7年もかかった。当初は自己申告方式をとったが、当然ながらそれではうまくいかなかったため、明治8年に内務省及び大蔵省の両省合同の地租改正事務局を設置し、これを中心として地租改正を強力に進めるよう方針転換している⁽²¹⁾。したがって、年度制度の改革を決定した明治7年の時点では、地租改正がうまくいくかどうかは予断不可能だったはずである。

それにも関わらず、会計年度独立原則の導入をこのタイミングで断行したのは、第7歳計期において、財政負担が急膨張し、単年度の歳入では、それを吸収しきれないという問題が発生したためであろうと考えている。

すなわち、征韓論を巡る明治6年の政変は、明治7年に江藤新平による佐賀の乱（2月1日～3月1日）を引き起こした。また、留守政府に代わって政権を握った大久保利通は、同じく7年に台湾出兵（5月6日～12月3日）を断行した⁽²²⁾。これらにより軍事費が急増した⁽²³⁾。

これに加え、当時の歳出の4分の1ないし3分の1を占めていた家禄及び賞典禄の支給額が、この年、次に述べる理由から急膨張した⁽²⁴⁾。

「東京の米価は、明治6年に4.80円であったが、7年には7.30円、8年には7.12円に上昇していた。家禄を現米ベースで支給すれば、その貨幣換算支給額は膨張せざるを得ない。」⁽²⁵⁾

さらにそれに加えて、大久保は欧州視察の具体的成果物として内務省を7年に新設した。これにより、決算では内務省費として61万6,515円の歳出が新たに生じた⁽²⁶⁾。

これらの歳出膨張のため、第7期においては、当該年度の歳入ではとうてい歳出を賄えないという事態が生じたのである。すなわち、予算額に対して2010万余円も歳出総額が超過したのである⁽²⁷⁾。

歳入が不足する場合、今日であれば、国債を発行して賄う。しかし、この時大隈が考えついたのは、翌年度分の歳入を実質的に繰り上げて使うという方法であった。

当時の米に係る地租税の納期は前述の通り、1月、3月及び5月の三期であった。したがって、第8期歳計として1月～6月という期間を設定すると、この半年で、実は米に係る1年度分の地租を全額確保することができるのである。つまり、第8期という、わずか半年間しかない歳計期間は、1年分の地租歳入を半年の歳計期間で獲るための方法と考えられる。実質的には、第7期と第8期を加えた形で、歳入歳出を理解すれば良いのである。

大隈は、この機会に、それまで延納されていた地租の徴収にも力を入れた⁽²⁸⁾。その結果、第8期歳計の経常歳入額は、当初予算額では半年分である3997万2436円であるにもかかわらず、決算額では8308万0574円と予算額の倍以上となり、第7期歳計決算額5941万1428円を大きく上回る歳入を得た⁽²⁹⁾。これにより、第7期歳計で生じた赤字を解消することに成功したばかりでなく、経常歳出は、半年間であるから当然ながら5284万2347円にとどまったため、差し引き3千万円を超える剰余金を発生させることができたのである⁽³⁰⁾。

以上を要約すれば、第7期歳計までは前年度に属する歳入と現年度歳入が混在しており、中核をなす地租に関しては前年度に納付された米を現金化したものが現年度歳入となっていた。しかし、第8期歳計において、前年度歳入分を使い切ったため、明治8年度からは、いやでも現年度歳入で現年度歳出を賄わねばならない状態になったのである。その機に、年度独立原則の確立も合わせ行ったとみるべきであろう。

なお、家禄及び賞典禄については、まず明治8年9月に米給制をやめ、金銭給付とする（金禄と呼ばれた）こととして、米価の乱高下により歳出が変動する要因を排除した。次いで、明治9年8月に秩禄処分を断行し、毎年支給される秩禄に代わって金禄公債証書を交付することで、財政にのしかかっていた秩禄負担を将来的には解消することへの道を開いた⁽³¹⁾。

* * *

以上に紹介したとおり、明治8年まで、歳計の始期や終期は繰り返して改定されたが、それには、その時々、財政全体から見た合理的理由が一応はあったといえることができる。

二 明治19年の会計年度変更

本節では、明治19年に行われた会計年度の変更の経緯を、明らかにしたい。

(一) 明治6年の政変と西南戦争

幕末の長州における吉田松陰、佐賀における枝吉神陽は、いずれも古事記や日本書紀の記述に基づき、天皇による支配の正当性を弟子に説いた。古事記や日本書紀には神功皇后の三韓征伐⁽³²⁾という話があり、彼らはそれに基づいて、日本が朝鮮半島を支配することが、天皇制の下において正しいとも説いた。その結果、太閤秀吉の朝鮮出兵を高く評価し、朝鮮との協調を目指した徳川幕府を非難する。

このため、長州の吉田松陰の弟子である伊藤博文、山県有朋、井上馨等の松下村塾生や、佐賀の枝吉神陽の弟子である副島種臣、江藤新平、大隈重信等の義祭同盟の構成員は、朝鮮半島に攻め込むことを、明治政府の当然の使命と考えていた⁽³³⁾。

明治6年の征韓論論争とは、直ちに朝鮮に攻め込むべきだとする副島種臣・江藤新平と、もっと国力を付けた後に侵略を開始するべきだとする伊藤博文・大隈重信の対立と要約できる。この対立は、伊藤・大隈の勝利に終わり、副島・江藤が下野しただけではなく、両者の調停を図ろうとした西郷隆盛までが下野する結果に終わる。

その後、江藤は前述の通り明治7年2月に佐賀の乱を起こし、西郷は明治10年に西南戦争を起こして、それぞれ滅びることになる。

西郷との西南戦争は、明治日本にとってまさに死闘というべきものであったため、その財政負担もまた巨大であった。

明治10年度の決算を見ると、歳入総計5233万8132円、歳出総計

4842万8324円となっていて、その限りではかなり大幅な黒字である⁽³⁴⁾。しかし、これには西南戦争に関する経費は含まれていない。それについては、特別に征討費総理事務局を置き、区分経理を行った。それによる歳出総額は4156万7726円と、同年の経常歳出総額に近い額である。これは、基本的には1500万円の借入金⁽³⁵⁾と2700万円の紙幣の増発によって賄われた⁽³⁶⁾。つまり、大隈は、膨大な戦費を、一つ間違えばハイパーインフレを起こしかねない紙幣の増発で対処したのである。

大隈重信の財政家としての非凡な才能は、この未曾有の危機に当たって、国内経済の発展を阻害せずに、この余剰紙幣の回収に挑み、国内景気を活性化させることにより、ハイパーインフレを起こすことなく、ソフトランディングに成功しかかっていた、という点に端的に示されている⁽³⁷⁾。それまでも、明治政府は太政官札をはじめとする不換紙幣を発行していたが、この時、大隈はその償却方針を明治10年12月第87号布告という形で、次のように事前に明らかにした。

「一 変換ノ為備置紙幣二千七百万円ヲ発行候ニ付イテハ目下流通致シ居リ候半円、二十銭、十銭ノ紙幣高二千七百万円ハ来ル明治十一年ヨリ明治二十五年間ニ補助ノ銀銅貨ニテ交換致シ右半円以下ノ紙幣ハ裁断シソノ時々可及布告事

一 右発行ノ紙幣二千七百万円ハ十五年間ニ交換スベク候ヘドモ紙幣ヲ以テ金札公債証書ニ交換致度旨願出候者ヘハ明治六年第百二十一号公布ニ準拠シ紙幣ト引換公債証書ヲ下付シ年六分ノ利息ヲ相渡引換候紙幣ハ裁断シ其時々更ニ可及布告事」⁽³⁸⁾

この方針に従い、大隈は25年計画で、逐次紙幣の償却を行おうとしたのである。明治11年から14年までの間のそれを、各年度の決算から抜き出したものが、表1である。

大隈が、西南戦争のための紙幣の発行を、国債と同視していたことが、この決算表の項の立て方に示されていて興味深い。結論として、2700万円の紙幣の4割ほどは、大隈が財政権を握っていた時代に償還済みとなっていたのである。明治11年度については、紙幣の償却は予

表 1 大隈時代における紙幣償却額（決算額）

	国債償還総額	内国債	外国債	紙幣償却
明治 11 年度	10,789,244	2,700,657	922,401	7,166,186
明治 12 年度	5,834,374	2,845,700	988,674	2,000,000
明治 13 年度	6,240,291	2,981,361	1,258,929	2,000,000
計	22,863,909	8,527,718	3,170,004	11,166,186

出典：明治財政史第 3 巻

（単位：円）

算に含まれていなかったが、可能な限り償却したことを示している。12 年度以降は、いずれも予算額通りに償却が行われている。

当時、紙幣は、大隈が発行した政府による不換紙幣の他に、明治 5 年（1872 年）の国立銀行条例に基づいて開設された金融機関が発行していた。前述の通り、政府は明治 9 年に秩禄処分を断行したが、士族救済のため、国立銀行条例を改正し、金禄公債証書を国立銀行紙幣発行に当たっての担保として認め、設立を奨励した。このため、国立銀行は一気に増えて、明治 12 年（1879 年）までに 153 行に達していた。国立銀行紙幣の流通高を見ると、国立銀行条例が改正された明治 9 年 12 月には 174 万 4000 円であったが、もっとも増加した明治 13 年 3 月には 3442 万 9635 円に達した⁽³⁹⁾。

この結果、西南戦争のために発行された政府紙幣よりは、むしろ、この大量の国立銀行紙幣のために、明治 13 年以降、インフレが深刻化し始めた。

（二） 明治 14 年の政変と松方財政

松方正義は、薩摩出身で、大久保利通の引きで、当初民部官僚となり、第 2 次民蔵合併後は大蔵官僚となる。前述の通り、大隈重信は、西南戦争のための膨大な軍事費を紙幣の増発で切り抜けた。その整理方法として、殖産興業政策を推進して国内産業を育成し、輸出を振興すれば、国内経済の規模が拡大するので、自ずと過剰紙幣の問題は解消するとしたのである。そして、国内産業育成の手段としては、外債による資金の導入を考えた。

これに対し、明治 8 年以降、大蔵省の次席である大蔵大輔の地位に

あった松方は、紙幣を早急に償却することを主張し、大隈の政策に反対した。このため、大隈との軋轢を避けるため、明治11年から12年にかけて渡仏させられ、当時フランスの財務大臣で経済学者でもあるセイと知り合った⁽⁴⁰⁾。松方の、その後の財政に関する行動には、セイの影響が顕著に認められる。

内務卿は、大久保利通が明治11年に暗殺された後、伊藤博文がつとめていたが、13年に、松方は、その後任として内務卿に就任した。

明治14年の政変⁽⁴¹⁾で、大隈は下野することになる。その後任として、14年10月に松方は大蔵卿に就任した。以後、彼の主導で我が国財政運営は行われることになり、松方財政の名が、今日においても知られている。

松方財政は、一言で表現すれば、紙幣は兌換紙幣でなければならない、という、当時としてはもっともな、しかし、今日から見れば完全に見当違いの発想に基づく。その手段として、松方は準備金という制度を活用しようとした。

準備金とは、次の制度である。

「明治ノ初年ニ当リ政府財政ノ困難ニ際シテ平時ニ於テ資金ヲ蓄積スルノ必要ヲ悟リ且ツ紙幣証券及ビ公債証書ノ回収ニ備フル為メ漸次ニ蓄積セルモノニシテ初メ之ヲ積立金ト称セリ（中略）明治5年ニ至リ始メテ成文ノ規則ヲ定メタリ。即チ此年6月大蔵大輔井上馨ハ従来蓄積セル所ノ国庫中ノ正貨千百二十万余円及ビ紙幣九万余円合計千百三十万余円ヲ分割シテ基金ニ繰り入レ之ヲ金庫準備金ト名ケ」⁽⁴²⁾た。

松方は、当時市中に流通していた不換紙幣を回収し、可能な限り紙幣の流通額を縮減し、他方で、準備金に正貨、即ち銀貨を蓄積し、紙幣兌換の基礎を強固にすることで、紙幣の交換レートを改善し、紙幣が正貨と同等に流通するのを待って、兌換制度を正式に採用しようとしたのである⁽⁴³⁾。

松方財政の一端を、西南戦争紙幣の、各年度における償却額及び準

備金繰入額の推移を整理したのが、表2である。次項以下に述べる軍事費の増大にもかかわらず、かなり大幅な償却等を実施していることが示されている。

表2 松方時代における紙幣の償却状況等

	紙幣償却額	準備金繰入額	合計
明治14年度	7,000,000	3,832,522	10,832,522
明治15年度	3,300,000	5,227,761	8,527,761
明治16年度	3,340,000	5,000,000	8,340,000
明治17年度	0	7,006,546	7,006,546
明治18年度	0	5,400,000	5,400,000
合計	13,640,000	26,466,828	40,106,828

出典：明治財政史第12巻243頁。

単位：円、ただし、1円未満を四捨五入している。

松方は、さらに強力な紙幣総量の抑制策をとった。松方は、明治14年、まだ内務卿であった時に日本銀行の設立を発議し、翌15年10月に設立した。そして、日本銀行のみが銀行券の発行を行うこととした⁽⁴⁴⁾。そして、明治17年に兌換銀行条例を制定し18年5月より兌換券の発行を開始した⁽⁴⁵⁾。他方、明治16年に国立銀行条例を改正し、国立銀行による銀行券の新規発行を禁じ、漸次償却することを定めることで、銀行券の絶対量を押さえ込んだのである⁽⁴⁶⁾。この急激な改革は、当然のことながら激しいデフレを発生させ（松方デフレと呼ばれる）、このため、国内景気は一気に冷え込むこととなる。

（三）朝鮮情勢の変化と軍備の拡張

前述の通り、征韓論論争は、朝鮮半島に対して侵略を行うことを前提した上での、その時期を巡る争いに過ぎなかった。この当時、朝鮮半島に存在した国家は「朝鮮」という国名であった。我が国では、地域名との紛らわしさを避けるため、一般に王朝名を冠して「李氏朝鮮」と呼称することが多い。

李氏が朝鮮を建国したのは1392年というから、我が国では南北朝時代にあたる。ほぼ一貫して、中国王朝の冊封体制下にあった。基本的に鎖国をしていたが、日本とは、途中に豊臣秀吉による侵略があるが、

室町幕府とも江戸幕府とも友好関係にあり、互いに数少ない貿易相手方であった。

明治維新当時、政治の実権を握っていたのは、国王である高宗^{リヒ}李^ヒ熙の実父、興宣大院君（以下、「大院君」という。）であった。彼は、迫り来る西洋の列強諸国に対し、あくまでも鎖国・攘夷を貫き、決して国交を結ぼうとしなかった。しかし、1866年に閔妃^{ミンピ}（我が国では「ピンヒ」と呼ばれることが多い。）が王妃として王宮へ入ると、彼女の一族が力を持ち、開化派勢力が台頭して、国内の情勢は鎖国から開国へ傾く。日本は前述の通り、征韓論以降も朝鮮への圧力を高めていたが、明治8年に日本の軍艦雲揚号が、ソウル市北西の京畿湾に位置する江華島にある砲台と交戦するという事件が発生した。これをきっかけとして、明治9年（1876年）に日朝修好条規（江華島条約）が締結され、日本は朝鮮に対する発言権を強化した⁽⁴⁷⁾。

しかし、明治15年7月23日に壬午^{じんご}事変が発生する。閔妃政権は、開国後、日本の支援のもと、新式の軍を創設するなど、開化政策を進めたが、これに反発をつのらせた旧式軍隊が俸給の遅配・不正支給もあって暴動を起こし、それに民衆も加わって閔氏一族の屋敷や官庁、日本公使館を襲撃し、朝鮮政府高官、日本人軍事顧問、日本公使館員らを殺害した。そして、反乱軍は大院君を担ぎ出し、大院君政権が復活した。それに対し、清国は、朝鮮の宗主国として軍艦3隻と兵3,000人を派遣して反乱軍を鎮圧し、大院君を清国に拉致し、閔妃政権を復活させた。他方、公使館を襲われた日本も朝鮮に出兵し、大院君拉致後の朝鮮政府と済物浦^{サイモッポ}条約を結んで、公使館警備を名目として駐兵権を得た。しかし、全体として、この乱により、朝鮮は清国に対していっそう従属の度を強め、朝鮮における親日勢力は大きく後退した。

これにより、清国の脅威が我が国では強く認識され、清国に勝てる軍備を備えることの必要性が、軍部ばかりか民間でまで声高に主張されるようになった。

松方の緊縮財政政策を支持してきた政府主流派も、海軍軍拡の容認

に転じた。

「政府ハ明治十六年度ニ至リテ海軍ノ大拡張計画ヲ立テ、即チ同年度以降二十三年度ニ至ル八箇年間に於テ、総額二千六百四万円ヲ支出シ、之ヲ以テ大艦六隻、中小艦各十二隻、水雷艇・砲艦十二隻ヲ建造スルコトト為シ、爾来右計画ニ基ヅキテ著々製艦事業ニ著手シタリ。」⁽⁴⁸⁾

そこで、松方は海軍軍拡費の財源を、前述した紙幣整理とは直接抵触しない増税に求めた。すなわち、明治16年度の予算編成に当たって、松方は、明治15年12月、

「酒・煙草税を増税し、年750万円を軍備拡張財源として充当するという財政案（「軍備拡張之議」）を提出する。松方が提示した軍拡予算総額は、8ヵ年で6000万円であった。軍備拡張予算の年額を、海軍300万円、陸軍150万円の合計450万円とし、拡張に伴い将来増加する軍艦維持費をも含めて、年750万円の枠内で処理するという計画案であった。準備金の中に新たに『軍備部』を設け、拡張期の前半で発生する財政余剰分を軍備部に積み立て、後半で750万円の枠を超過して増大する維持費増大分に充当し、全体として8ヵ年で6000万円の収支均衡を図るという『増税＝軍備部方式』を提示した。」⁽⁴⁹⁾

すなわち、準備金の中に、軍備部という名の会計を作り、区分経理するというのである。明治16年4月に軍備部収支取扱方が定められた。次に全文を紹介する。

「第一条 軍備部ハ明治十六年度以降歳計予算上ニ於テ指定シタル金額ヲ（軍備繰入金）トシテ之ヲ準備金ニ挿入シ以テ蓄積スルモノトス

第二条 従前準備金ハ準備本部及減債部ノ二種ナルニ今之レニ軍備ノ一部ヲ加ヘ総テ準備金ト称スト雖モ各部皆其性質ヲ異ニスルヲ以テ彼是互ニ流用スルヲ得ス

第三条 歳計予算上ニ於テ指定シタル金額ヲ準備金中ヨリ陸海

軍兩省へ交付スルトキハ軍備部ヨリ支出スルモノトス

第四条 軍備部ハ平時非常トモ陸海軍ノ外一切支出スルヲ得ス

第五条 軍備部へ受入レ及払出ス金額ハ一切常用ニ於テ収支シ
他庁ト直接ノ収支ヲ為ササルヘシ」⁽⁵⁰⁾

これにより、紙幣整理を最優先とする点では、従来の方針を維持しつつ、海軍軍拡費とともに陸軍軍拡費も認め、それらを一般会計予算から切り離した軍備部方式によって処理することとしたのである。我が国で、特別会計という制度が始まるのは、明治22年に会計法が制定されてからである⁽⁵¹⁾。したがって、この軍備部は、特別会計ではない。しかし、限りなく、それに近いものということができる。

(四) 酒税の変遷

松方は、軍拡の原資としては、酒税及び煙草税に関する増税分とした。しかし、煙草税は、明治15年度決算を例にとれば28万0849円にすぎず、その年の酒税の1632万9623円に比べれば、その2%にもおよばない。また、酒税こそが、本稿の中心問題である会計年度の変遷問題と密接に結びついているので、ここでは、酒税制度についてのみ説明する⁽⁵²⁾。

我が国における酒税の歴史は新しい。そもそも江戸幕府は、酒は米を原料とするため、その自由な醸造を認めると米価が騰貴すると考え、基本的に酒造を制限したのである。例外になるのは、唯一、田沼意次が政権を握る時代に、酒造制限を一切行わなかったことだけである。その結果、田沼時代に、我が国の酒造業はめざましい発展を遂げた。酒税は、江戸期には冥加金という形で課すときがあったが、前述の通り、基本的に生産量が乏しいため、財源としての意味は持たなかった。

1. 酒税の第1期

明治政府は、当初、江戸幕府の方針を承継した。すなわち、明治元年5月に「酒造規則」を定め、酒造を百石するごとに20両の冥加金を課した⁽⁵³⁾。明治2年12月には民部省達をもって、無鑑札醸造を禁じるとともに、酒造鑑札発行に当たっての一時冥加金は百石について10

両、その後毎年徴収する冥加金については清酒について百石について10両、濁酒については同7両とした⁽⁵⁴⁾。しかし、この時期は、新政府の支配領域が狭いこともあり、これまた財源としての意味はなかった。

2. 酒税の第2期

廃藩置県を機に、政府は、「清酒濁酒醤油鑑札収与並ニ収税規則」を明治4年7月に制定した。これは、江戸時代より継承してきた冥加金制度を廃止し、それに代わって免許料、免許税及び醸造税を課すこととしたもので、ようやく近代的な租税法の骨格が見えるものとなった⁽⁵⁵⁾。その結果、明治4年10月から始まる第5期歳計決算書に、初めて酒税の項が現れる⁽⁵⁶⁾。1万6207円である。以後、第6期歳計決算77万4000円、第7期歳計決算168万3529円、第8期歳計決算131万0380円（第8期は明治8年1月～6月の半年）と、酒造業の発展に伴い、着実な増加を示す。

3. 酒税の第3期

第2期の税制は、しかし、免許料と免許税が重複しており、また、庶民の安価な飲料である濁酒にも課税しているなどの問題があった。そこで、明治8年2月に全面改正され、新たに「酒類税則」（布告26号）が制定され、同年10月より施行された。同規則では、従来の免許料及び濁酒への課税を廃し、酒税を営業税と醸造税の二本立てとしたのである。営業税というのは、江戸幕府以来の鑑札制度を継承したもので、1期（10月～9月）ごとに、酒類営業税は1種につき10円、酒類請売営業税は5円を納税することとし、酒造業者については、醸造税として、売上代金の1割を納付することを定めた⁽⁵⁷⁾。これにより、明治8年会計年度決算額は、一方で濁酒課税をやめるなどの減税措置を執ったにもかかわらず、255万5594円と顕著な増加を示した。この時点では、地租は5034万5327円と当然ながらトップであり、歳入全体に占める割合も85%に達する。しかし、酒税は、この年、初めてそれに次ぐ第2位の徴収額を示す国税となったのである。ただ、歳入全体に対する割合として4%にすぎない。ちなみに第3位は秩禄並びに賞典禄税207

万 5118 円であった。

ところが、明治 9 年度決算になると、酒税は 191 万 1639 円と減少した。そこで、明治 10 年 12 月に布告 81 号により、酒税規則の一部改正を行った。第一に、酒造者に対しても営業税を課することとし、1 期 5 円とした。第二に、酒類請売営業税に、卸売りと小売りの区別を導入し、卸売りについては 10 円、小売りについては 5 円、行商人については鑑札を発行することとし、鑑札 1 枚について 10 銭とした。飲食店でも酒類の請け売りをするものについては営業税を課することとした。第三に、醸造税については、売上代金に代えて売り捌き代金とした。そして、売り捌き代金とは、当該地域の平均価格とした⁽⁵⁸⁾。おそらく、帳簿制度の確立していないこの当時は、個々の酒造家の売り払い代金の把握が困難であったことから、脱税が横行したため、この改正を行ったのであろう。この改正には顕著な効果があり、明治 10 年度決算額は 305 万 0317 円となった。

しかし、この醸造税を平均価格で課税する方式では、平均以下の価格で販売する業者にとって負担が大きい。また、すべての販売が終わった後でなければ平均価格は判明しないから、醸造人としてあらかじめ課税額を知ることができないなどの顕著な欠点があった。そこで、明治 11 年 9 月に布告 28 号により、醸造税を、清酒については 1 石について 1 円、濁酒 30 銭、白酒 2 円、味醂 2 円、焼酎 1 円 50 銭、銘酒 3 円という定額制に切り替えた⁽⁵⁹⁾。これは、清酒についても新たに銘酒という区分を新たに設けるなどの増税であり、濁酒など従来非課税であったものも課税対象としたため、明治 11 年度については 510 万 0062 円と大幅な増収となり、経常歳入全体に占める割合も 9.5% となった。

4. 酒税の第 4 期

明治 11 年 10 月に、大蔵省は、太政大臣に酒税税則の改正案を提出し、酒税請売営業税を廃止するとともに、従来の醸造税を造石税と名称変更し、大幅に増税した⁽⁶⁰⁾。今日の酒税における蔵出し税の原型が、この改正により導入されたのである。

営業税は、本来であれば、営業利益の多寡に応じて課税するのが公平である。しかし、それまでの制度は、江戸時代の鑑札制を継承したものであるために、その商店の販売量に関係なく、前述の通り、一律に卸売り 10 円、小売り 5 円となっている。そのため、都市部にあって数百石を売る店も、村落にあって少量販売するに過ぎない店も同一額となっていて、不公平であるとの苦情が絶えなかったという。しかし、国として個々の商店の販売額を正確に把握することは不可能である。そこで、一律に酒の生産量（造石高）に応じて課税するのが最も合理的であるというのが、この改正の最大の理由である。酒類を 3 種類に分類し、一類＝醸造酒（清酒、濁酒等）については、1 石 2 円、二類＝蒸留酒（焼酎等）は同 3 円、三類＝再生酒（銘酒、味醂、白酒等、醸造酒や蒸留酒から製造する酒）は同 4 円となって、従来の倍ほどの大幅な増税である。なお、これとは別に、酒造場 1 カ所に付き、30 円の酒類免許税が課せられた。

この改正にあたり、大蔵省は、醸造家の全国調査を行った結果、

「小営業者が圧倒的多数を占める実態をつかみ、小営業者の濫行濫立より生ずる脱税の弊害を是正し、増税の結果生ずる小営業者の没落を是認し、大営業者の保護を積極的に進めることを目的とした酒造税則の制定を強行したものと考えられる。」⁽⁶¹⁾

従来は、酒税の納期は 4 月と 9 月の 2 回であった。それをこの改正は、4 月 30 日、7 月 31 日及び 9 月 30 日の 3 回とした。これが、今日の会計年度の始期が 4 月となるにあたって重要な意味を持つことについては、後述する。

他方で、自家用酒については非課税とした。ただし、自家用酒の名の下に、実質的に販売目的に酒造をすることを防ぐため、製造量を 1 年について 1 石とし、これを超えて醸造した場合には酒造業者と見なして課税対象とすることとした。

酒を醸造するには、麴が必要である。麴は、醸造家であれば自ら生産するが、自家用酒程度の製造量の場合、その専門業者（当時これを

「⁽⁶²⁾ 釀造⁽⁶²⁾ 営業者」と呼んだ。）から購入する方が遙かに容易である。そこで、明治政府では、明治6年の時点で、大蔵省達67号により、釀造営業税則を定め、鑑札を発行していた。しかし、前述の通り、明治8年の改正で、濁酒に対する課税を廃止したので、そのとき、同時にこの制度も廃止された。しかし、この第4期酒税において、これを復活させたのである。1期あたりの鑑札代が50円というから、非常に高額である。自家用酒を醸造する者を捕捉することが困難であるため、自家用酒醸造それ自体に課税する代わりに、釀造営業を課税対象にしたのであろう⁽⁶³⁾。

（五） 軍備部予算と酒税

明治13年度の決算を見ると、酒税551万1335円、釀造営業税6万6550円、計557万7885円となり、同年度における経常歳入合計5803万6573円の9.6%となっている。

翌明治14年度の決算では、酒税1044万1766円、釀造営業税5万8800円、計1050万8316円で、経常歳入合計6286万5714円の16.7%となり、13年に行われた増税にもかかわらず、前年度に比べて、顕著な増加を示していた。

明治15年にもその好調は持続する。酒税1632万9623円、釀造営業税4万7200円、計1637万6823円で、経常歳入総額6988万8872円の23.4%に達したのである。

そこで、明治15年10月、松方は、酒税のさらなる増税を提案する。

「13年度の造石税の増税は、当時の小売相場が1升平均23銭より26銭程度に対し、税額はわずかに1銭を増加したに過ぎなかった。しかるにその後小売相場は28銭より30銭程に騰貴し、増税分1銭の5倍に達している。故に営業者の利益は増加しており、今増税しても造石高が減少するはずはない。増税分は利益から納税できるし、あるいは醸造家が酒価に上乗せして消費者に負担させた場合でも、人民の生計が豊かであるためそれによって消費は減少するどころか、日々需要は増える勢いである。よっていまこそ増

税を断行すべきであるし、酒造税則第3条中酒造免許税はそのままにし、酒類造石税を改め、『一類一石ニ付金四円、二類一石ニ付五円、三類一石ニ付六円』と、それぞれ1円の増税をすべきであるという内容である。』⁽⁶⁴⁾

さらに、自家用酒の醸造についても、無税とした方針を改め、製造免許鑑札料として一律80銭を徴収することとした。明治15年12月27日という、年も押し迫った時期に出された布告61号により、松方の提案通りに増税が断行された。酒税の納期は、前述の通り、4月、7月、9月であるから、この増税による効果は、4月分については、明治15年度歳入に反映されるが、7月及び9月分については、明治16年度歳入に反映されることになる。

筆者は、大隈に比べると、松方は財政家としてはかなり無能と考えている。その理由の一つは、この増税措置により、歳入増が可能と考えていたことにある。すなわち、明治14年度における税収の好調な伸びは、ひとえに大隈財政によるインフレ基調により、好景気がこの時期持続していたためだったのである。ところが、松方は大隈の後を襲って大蔵卿の地位に就くや、前述の通り、厳しいデフレ政策を展開しているのである。おそらく、松方の念頭にあったのは、紙幣償却により政府財政の健全化を促進することのみであって、それが国内経済にはデフレとして機能し、それが政府税収を直撃するなどということは、想像の外にあったであろうことを、この増税案は顕著に示している。しかし、経済の必然として、国債や紙幣の償却は、デフレを促進することになる。『明治大正財政史』は、そのデフレを次のように紹介している。

「之が為に世上一般は一時甚だしき不景気に沈倫し、米価其他農産物価格竝に地価の下落に加ふるに地租の重課は、農民をして其の生活上甚だしき圧迫苦痛を感じしめ、又各種商工業者は、その商品価格の下落ならびに一般の購買力減少の為め大打撃を蒙り、続々倒産者を生じたり。」⁽⁶⁵⁾

また、『内務省史』は、デフレによる地方の動揺を次のように紹介している。

「米価をはじめ諸物価が急速に低落した結果、農村は激しい不況に見舞われて、中貧層の没落と寄生地主の増大等による農民層分解が各地農村に波及し、各地方の状況もようやく一変するに至った。この全国的不況が地方政治にも甚大な影響を及ぼしたことはいうまでもなく、その結果は単に不況による農村の分解にとどまらず、はなはだしい地方不安の状況をきたして関東地方を中心に、明治十五年の福島事件を皮切りとして、翌十六年の高田事件、十七年の群馬事件・加波山事件・秩父事件・飯田事件などの一連の暴発事件を引き起こしている。」⁽⁶⁶⁾

松方は、明治16年度において、酒税は、予算ベースでは前年度決算より160万円ほど多い1671万1356円、釐餉営業税5万6500円、計1676万7856円としていた。これは、増税比率に比べれば、かなり控えめな数字と言って良い。したがって、その実現には自信を持っていたに違いない。そして、その増税分を原資に、陸海軍の軍拡を予定していたことは、前述の通りである。具体的には、明治16年度予算には、軍備部繰り入れが、181万6133円計上されていた。

ところが、あれほど大幅な増税を断行したにもかかわらず、明治16年度の税収入は、決算ベースでは酒税1349万0730円、釐餉営業税3万2100円、計1352万2830円と、前年度に比べ、増加するどころか324万余円も減少してしまったのである。経常歳入総額7642万5687円に対する比率も、17.7%に下落している。酒のような嗜好品は、どの租税よりも顕著に不景気の影響を受けるということが、増発された不換紙幣は速やかに償却するのが正義である、という程度の素朴な財政観しか持っていない松方には、まったく判っていなかったのである。

なお、軍事費のための今ひとつの柱とされた煙草税に関しては、増税初年度である16年度に関してだけは予算以上に好調であった。しかし、その後は酒税と同様に低落した。関連する年度における煙草税に

表3 煙草税の各年度における歳入額

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
予算額	348,674	974,199	1,588,200	1,283,753
決算額	280,849	2,154,211	1,294,315	905,086

出典：明治財政史第3巻

(単位：円)

ついて、予算及び決算ベースの数字を表3として紹介する。

嗜好品である酒と違い、麻薬に準じた常習性の強い煙草の場合には、増税があっても直ちにやめることができなかったために、決算額が増税直後は跳ね上がったが、その後は急激に下降したものと理解される。

しかし、予算上どうなっていようと、現実問題として、酒税に関しては、増税額は存在しないのであるから、それを軍備部に繰り入れることは不可能なはずであった。それにもかかわらず、明治16年度決算を見ると、軍備部繰り入れが19万4620円と予算に比すれば1割強に過ぎないが、計上されている⁽⁶⁷⁾。

酒税の増収が不可能という状況は、明治17年度になっても変わらない。予算ベースでは酒税1681万3612円、釐麴営業税6万5850円と強気な数字を計上しているが、脱税の取り締まりを大幅に強化している⁽⁶⁸⁾にもかかわらず、決算ベースで見れば、酒税1406万8132円、釐麴営業税2万8510円と前年度より若干改善しているものの、予算には遠くおよばず、増税前の水準に届いていない事には変わりはない。つまり、17年度においても、軍備部への酒税の増税額の繰入は不可能という状態であり、事実、この年度では行われていない。

しかし、軍部は松方の約束に基づき、明治16年から軍備拡充八箇年計画（明治16年（1883年）～明治23年（1890年））を実行に移していた。軍艦という複雑な構造物は、建造に、数年を要する⁽⁶⁹⁾。したがって予算に計上したとおりの歳入がないからといって、既に締結した契約を後年度において無効にすることはできない。つまり、軍備部方式は、始まると同時に、完全に失敗に終わったのである。最終的に、松方がそのことを認めて、軍備部方式を廃止するのは、しかし、その2年後

であった。

「明治十九年三月二十七日ニ至リ従来軍備拡張費別途計算ノ法ニ依リ増税ニ係ル収入ヲ常用費ヨリ準備金ニ繰入ルノ制ヲ廃止セリ蓋シ軍備部設置以来逐年軍備ニ要スル費額ハ予定ノ外ニ出テ年々反テ不足ヲ告クルノ実況ニシテ明治十七年度ヨリ同十九年度ニ至ル三箇年度ニ於テ先ニ準備金ニ繰入レタル百五十六万七千四百余円ヲ常用部ニ払戻シ以テ軍費ノ不足ヲ補足スルノ止ムヲ得サルニ至リ明治十九年三月二十七日大蔵大臣伯爵松方正義ハ軍備拡張費別途計算軍備部繰入方廃止ノ議ヲ閣議ニ提出シソノ可決ヲヘタルナリ」⁽⁷⁰⁾

この記述には明らかな嘘がある⁽⁷¹⁾。確かに、軍部からの要求で予算以上の支出が必要になったのは、事実である。しかし、軍備部方式が失敗に終わったのは、その故ではなく、デフレ状態の下では、繰り入れるべき増税額なるものがそもそも存在しなかったからである。このあたり、松方正義を顕彰する目的⁽⁷²⁾で刊行された『明治財政史』そのものの持つ限界というべきであろう。

この記述からすれば、結局支払いは「常用部」から為されたのである。問題は、この歳出を、どのようにして捻出したかである。『明治財政史』は、明治16年度については、先の記述の通り、不足額は準備金の繰入により賄ったと説明する。

「歳入ノ総計ヲ以テ歳出ノ総計ニ比スレハ過不足ナシト雖モ歳入総計ノ内準備金ヨリ補填トシテ繰入セシ金額ヲ控除スルトキハ其實歳入総計ハ七千九百一十一万六千六百二十四圓四十錢ニシテ歳入不足額三百九十九万五千二百五十六圓十三錢二厘ニ上リ此不足額ハ太政官ノ裁可ヲ經テ準備金ヨリ補填セルモノナリ」⁽⁷³⁾

つまり、16年度に関しては、一方で準備金中の軍備部に繰り入れると同時に、他方で、準備金からの繰入を行うという奇妙なことをしていたのである。

これに対し、17年度については、歳入超過が6545円76銭4厘の歳

入超過が生じたので、これを準備金に繰り入れたとある⁽⁷⁴⁾。

同じく、18年度については、歳入超過が104万1521円61銭8厘の歳入超過が生じたので、これについては、翌年度歳入に繰り入れたとある⁽⁷⁵⁾。

しかし、そのように多額の軍拡費用を負担した上で、なおかつ歳入超過が生じるような財政状況であったならば、そもそも軍備部というような奇手を講じる必要が無かったはずである⁽⁷⁶⁾。

この謎を解く上で、重要なのが、明治19年度に断行された会計年度の始期・終期の変更である。すなわち、明治18年度は、明治18年7月～明治19年3月までの9ヶ月とされ、明治19年度から、現在の4月～3月という会計年度に変更になるのである。

(六) 会計年度の変更

松方正義は、この制度上は増税したにもかかわらず、実際には大幅な減収になった、というとんでもない見込み違いが発生した明治17年10月に、会計年度区分の変更を言い出している。松方が、このことについて述べた文書としては、いずれも明治17年10月18日付けの三つの文書が存在している。すなわち、「会計年度改訂ノ議」⁽⁷⁷⁾「会計年度更正ノ奏議」⁽⁷⁸⁾及び「会計年度更正趣意書」⁽⁷⁹⁾である。いずれも基本的には同一内容で、会計年度と租税の納期が適合していないので、国家の経済上、多大の損失が発生しているため、両者を整合させるため、会計年度の始期を変更したい、というものである。

すなわち、先に第6期歳計の説明で紹介したとおり、最大の租税である地租の納期は当初、1月、3月及び5月の3期であった。しかし、その後、明治9年、10年、14年、16年と制度改正が繰り返され、この明治17年の時点では、納期は、明治財政史に依れば、次のようになっていた⁽⁸⁰⁾。

一 畑方及宅地山林原野牧場

地租第一期 該年七月一日ヨリ同八月三十一日限 地租額五分

地租第二期 同年九月一日ヨリ同十月三十一日限 地租額五分

二 田方

地租第三期 該年十一月一日ヨリ同十二月十五日限 地租額四分

地租第四期 翌年二月一日ヨリ同三月三十一日限 地租額六分

つまり、年末及び3月に、地租の中でももっとも比重の大きい田からの租税が集中しているのである。また、二番目に比重の大きい租税である酒税の納期は、前述の通り、4月、7月及び9月の3期であった。会計年度は7月に始まっているため、地租についても、酒税についても、その年度の歳入が入ってくるまでにかかなりの時間差がある。

この時間差は、大隈重信が大蔵卿であった時代には問題にならなかった。予備紙幣を発行して、その年度の歳入が入るまでを繋ぐことができたからである。しかし、松方は、これまで述べてきたとおり、狂信的に非兌換紙幣の発行を否定した。そのため、それに代わる資金調達手段が必要となった。そこで、会計年度の変更を言い出す1ヶ月前の9月20日に、大蔵省証券の制度を導入した⁽⁸¹⁾。この結果、租税が入ってくるまでの間のつなぎ資金の調達には金利が発生することとなった。それは、松方に依れば、「大蔵省証券発行高数千万円ニ相上り可申其利子モ亦数百万円」⁽⁸²⁾という多額に達するという。そこで、会計年度の始期を4月に変更して、大蔵省証券の発行量を抑制したいというのが、三文書に共通する松方の主張である。

これは、しかし、理屈に合わない主張である。この時点における最大の租税は、地租である以上、大蔵省証券の発行額を最小に押さえる目的で会計年度の始期を変更するのであれば、最善は、第三期の田方の地租が入ってくる11月開始とすることである。

この点について、松方は田方の地租税の納期が12月15日となっているのは農民に不便なので、期限を延長して翌年1月20日にして五分を納付させ、地租第四期田方税の納期が3月31日となっているのを同じく1ヶ月延長して4月30日とすることを検討中だと主張し⁽⁸³⁾、それが実現することを前提とすれば、4月に酒税第一期と地租第四期の両者が入ってくるので、4月始期とするのが合理的だと主張しているの

ある。しかし、その主張を肯定した場合には、第6歳計期～第8歳計期に行われていたように、暦年とすることが合理的である。そうすれば、上記の通り年度の前半に地租の中でも比重の大きい田方の地租がすべて入ってくるので、大蔵省証券の発行量を抑制するのに、大いに寄与するはずだからである。ところが、松方の主張する4月始期では、この最大の租税の納期の半分は、年度の末期に行くことになる。したがって、大蔵省証券の発行は、7月始期よりもいっそう多額のものとならざるを得ないはずである。なお、ここで主張された田方地租の納期の改正は、結局実現していないので、地租第四期は結局4月始期に変更した会計年度の下では、年度の最末期である3月31日に納付されることとなったので、大蔵省証券の発行量はむしろ極大化したことになった。

以上を要約すると、松方の4月始期という主張は、最大の租税である地租中の最大の割合を占める田方税を無視して（あるいは強引に——実際にはできなかった——納期を遅らせる改正をすることにより）、あるいは大蔵省証券の発行額を可及的に抑制するという建前を無視して、酒税納期に会計年度を合わせるというものに他ならない。

松方は、このような不合理な主張をしてまで、なぜ、このタイミングで会計年度の始期を酒税納期に合わせて4月に変更しようとしたのであろうか。この謎を解く答えが、前述した三文書の一つ「会計年度改定ノ議」という文書中に述べられている。この文書には、他の二文書には書かれていない記述がある。以下に関係する全文を紹介する。

「租税納期ノ其年度中ニ屬スルモノヲ其年度ノ歳入ニ組入ルヘキハ財政上普通ノ定則ニ有之候處従前國庫ノ都合不得止ヨリ年度經過後即チ翌年ノ七月并九月收入スヘキ第二期第三期ノ酒造税ヲ前年度ニ組入有之夫カ爲メ歳出ノ歳入ニ先ツコト甚シキヲ加ヘ一週年間國庫ノ金繰逼迫ヲ告ケ將來大蔵省證券發行高非常ニ相嵩ミ可申國家ノ經濟上ニ關係不少候ニ付此際斷然右兩期ノ酒造税ハ後年度ノ歳入ニ繰替候様取計申度就テハ現行會計年度ノ儀ハ其年七月

一日ニ起リ翌年六月三十一日ニ終リ候事ニ被相定有之候處右者租税納期ト相適シ不申財政上ノ不都合不少候間來ル明治十九年度以降ハ其年四月一日ニ起リ翌年三月三十一日ニ終リ候事ニ御改定相成明治十八年度ハ同年七月一日ヨリ翌年三月三十一日迄九ヶ月間ヲ以テ會計一週年度トシ豫算決算取計候事ニ御決定有之度本案御裁可ノ上ハ従前翌年四月納メノ酒造税ヲモ併セテ三期トモ後年度ニ組替年度開始ノ際歳入ノ缺乏ヲ補ヒ候一端ニ供シ申度御達按相添此段仰上裁候也」

この文書の前半が言っていることは、かなり異様である。要するに、会計年度独立の原則からするならば、租税の納期がその年度中に属するものを、その年度の歳入に組入れるべきなのは財政上普通のルールなのだけれども、従来は国庫の都合からやむを得ず次の年度に本来であれば属するはずの、7月や9月に収入すべき第2期第3期の酒造税を前年度に組入れているために歳出の歳入に先立つことが甚だしくなっている、というのである。

すなわち、前述の通り、当時の酒税は、納期が年に3回あり、第1期が4月、第2期が7月、第3期が9月となっていた。この時期の会計年度は上記のように、7月～翌6月だったにもかかわらず、国庫の資金繰りの都合から、酒税は本来第1期だけしか当該年度の歳入にはならないはずなのに、本来は翌年度歳入である第2期や第3期までも、当該年度収入に繰り入れて使用してしまった、と言っていると解される。

松方は、一方で松方デフレにより租税収入が減少しているにもかかわらず、他方で、前述の通り、大隈の予定よりも紙幣償却額を増加させ、さらに準備金繰入額までも増加させており、さらに日清戦争に備えての軍備の拡充も飲んでいるのである。その無理の帳尻を合わせる手段として、翌年度歳入になるべき酒税を前年度において、既に使用してしまったと、ここで述べていると解釈できるのである。

このことは、決算書類の上で確認することはできないが、実際にそ

のような操作があったとすると、このタイミングで会計年度を4月始期に変更した謎は解けることになる。この文書の末尾には、明治18年会計年度を、18年7月1日から翌19年3月31日迄の9ヶ月を以て1会計年度とし、従来は4月に納付される酒税第一期も併せて、3期とも後年度に組み替え、年度開始の際、歳入の欠乏を補うための一端としたいと、これも常識からいえば異様なことを述べている。要するに、この短い第18会計年度には、まったく酒税収入はないのである。既に、前年度に、それを費消してしまっていれば、そこに歳入がないのは当然である。

こうして、最大の租税である地租ではなく、第二の比重を持つ租税とは言え、二割にも満たない酒税の徴収時期に合わせて会計年度を変更するという暴挙が、この時行われたことになる。

〔終わりに代えて——松方のその後〕

今日の世界には、兌換券は存在しない。欧米における兌換券制度に対する強い執着も、1971年の金ドル交換停止を行ったニクソンショックで終わりを告げた。

通貨の信用は、その時点の経済に対する適切な供給量となっているか否かにかかっているのもあって、兌換した正貨の地金としての換金価値にかかっているのではない。兌換制度は、通貨の適切な供給量を確保する手段として、正貨の保有量を歯止めに使っているに過ぎないのである。したがって、非兌換券の場合には、過剰供給にならないように、明確な総量規制を行えば良い。

たとえば、最近出現した仮想通貨の場合にも、数量規制が信用の基礎となっている。明治の日本においても、由利公正は、太政官札の発行に当たってそれを行なったし、大隈は、西南戦争に伴う通貨発行に際して、明確な償却計画を示すことで、それを行なった。

あるいは、松方自身が設立した日本銀行に代表される各国中央銀行の、政府からの独立性の必要が説かれるのも、政府の財政ニーズとは

関係なく、その国の経済規模に応じた通貨流通量の調整が必要だからである⁽⁸⁴⁾。

松方は、そうしたことを理解せず、盲目的かつ狂信的に兌換制度を正しいと信じていた人物であった。例えば、「二十一年度予算書調製ノ期ニ際シ経済社会ノ景況ニ付建言」という文書の中で、松方は次のように述べている。

「此際断固決意シ内ニ対シテハ政府歳計ノ節約ヲ勉メ、外ニ対シテハ正貨ノ収入ヲ謀リ其欠乏ヲ補填スルヨリ大且ツ急ナルハ莫カルヘシ。」⁽⁸⁵⁾

したがって、会計年度変更の後においても、緊縮財政の基本は変わらなかった。したがって、増大する軍事費を予算から支出するという選択肢は、松方にはなかった。

普通であれば、彼は、日清戦争に向けて加熱する世論から、無能の烙印を押されてこの段階で姿を消したはずである。しかし、ここで、彼が全国の農村経済を破壊しつつ強引に展開したデフレ政策が、結果として彼を救うことになった。デフレの結果、市中金利が大幅に低下したので、国債の低利発行が可能になったのである。

松方は、年度変更を断行したその明治19年度に、二つの新たな公債を発行した。

一つは、海軍公債である。明治19会計年度の決算書を見ると、「海軍公債募集金518万7832円」という歳入が計上されている⁽⁸⁶⁾。この年度においては、予算の段階では、この項は存在していない。19年6月に海軍公債条例（勅令47号）によって3ヵ年計画で海軍公債を発行することとしたのである⁽⁸⁷⁾。

明治20年度になると、予算の段階から海軍公債募集金648万6240円が計上される（決算額604万8725円）。この年の決算には、これとは別に防海費御補助金10万円、防海費献納金164万7364円も計上されている。前者は皇室からの、後者は国民からの寄付金である。明治20年3月に詔勅により御補助金が出ることとなり、それに触発されて民

間からの献納も始まったとのことである⁽⁸⁸⁾。清国との緊張激化の中で、かたくなに緊縮財政を崩そうとしない松方を見かねて、明治天皇がそういう動きをしたということである。

明治 21 年度には、海軍公債募集金予算額 535 万 7910 円（決算額 200 万 4210 円）、防海費御補助金 10 万円、防海費献納金 24 万 3205 円となっている。天皇による御補助金額は変わらないが、民間の熱意はかなり冷めてきていることがわかる。

海軍公債は、当初は 3 ヶ年計画での発行予定であった。したがって、明治 22 年度の当初予算には、海軍公債募集金は計上されていない。しかし、やりくりが付かなかつたらしく、決算の方を見ると海軍公債募集金 400 万 3395 円が計上されている。こうして、日本は、財政的裏付けを得て、明治 27 年（1894 年）に始まる日清戦争へ向けて、突き進むこととなる。

今ひとつは、整理公債である。整理公債条例（明治 19 年 10 月の勅令第 66 号）により発行された⁽⁸⁹⁾。これは、従前に発行していた六分以上の金利の公債を五分利公債で借り換えるというものである。当時存在した六分以上の金利の公債は、1 億 7500 万円と見込まれた（同条例第 2 条参照）ので、これにより、一年で三百数十万円の利子負担が軽減されるというものであった⁽⁹⁰⁾。

こうして低利公債により、財政危機を救った結果、彼は優れた財政家としての評価を得ることになる。明治 18 年に施行された内閣制度の導入により、初代の大蔵大臣となったばかりか、その後の明治憲法下における伊藤博文内閣、黒田清隆内閣、山県有朋内閣で、一貫して大蔵大臣を務め、明治 24 年の松方内閣では、首相兼大蔵大臣を務めることとなった。これもまた、会計年度変更という非常の手段で、本来ならば財政破綻を生じ、その責任を追及される場面を乗り切ったおかげと言えるであろう。

- (1) 佐藤秀夫「学年始期の統一化過程——学校接続条件の史的考察」国立教育研究所編『国立教育研究所紀要』117巻29頁以下(1990)によれば、「4月始期制は、1892(明治25)年4月から、第二次小学校令の全面施行の期を同じくして、全国の小学校において一律に採用された。」という。しかし、明確に法制化されたのはさらに遅く、「明治三十三年八月二十日勅令をもって小学校令が改定公布されたが、その翌日すなわち八月二十一日省令をもって『小学校令施行規則』がはじめて制定された。《中略》『学年』は四月一日に始まり三月三十一日に終わると規定し、学年始めを四月とした。二十年代から全国の小学校で四月学年始が実施されていたが、文部省が省令によって明確に定めたのは小学校についてはこれが最初であろう。」(文部科学省編纂『学制百年史』第1編第2章第2節「初等教育」より引用)となる。
- (2) 代表的なものとして、柏崎敏義「会計年度と財政立憲主義の可能性——松方正義の決断——」(法律論叢第83巻第2・3号合併号、2010)97～133頁。この論文は、論文の後半において松方正義による年度の始期の変更を紹介しているが、一 会計年度に関わる最近の問題、二 会計年度に関わる現行法の状況、三 会計年度の創設と変遷、四 松方正義の書簡、という章題に示されるとおり、その力点は現行法制の問題点に向けられており、相対的に、表題に示された松方正義の決断に関する検討は手薄なものとなっている。
- (3) 明治財政史第3巻(以下、「第3巻」と略記する。)139頁以下参照。
- (4) 第3巻149頁以下参照。
- (5) 金穀出納所の設立については、明治財政史第1巻(以下、「第1巻」と略称する。)281頁参照。
- (6) 慶応4年9月8日(1868年10月23日)に、「一世一元の詔」が出されたが、その中で、「改慶應四年爲明治元年(慶應四年を改めて、明治元年と爲す)」とされた。その結果、慶應四年は無かったことになり、明治元年は、過去にさかのぼって1月1日から始まることとなった。参照：明治元年9月8日行政官布告(法令全書第726)
- (7) 明治元年における由利公正の活動について、詳しくは、拙稿『維新の財政風雲録 明治編』全国会計職員協会刊『会計と監査』2003年1月号23頁以下参照。なお参照、内田正弘『明治日本の国家財政研究』多賀出版1992年刊3頁以下。
- (8) 例えば、尾崎護「由利公正と維新財政」三上一夫他編『由利公正のすべて』新人物往来社2001年刊141頁は、「いつまでが由利財政の期間と見るかという、明治元年12月4日に金札の相場取引が公許されたときまでと考えるのが適当である」と述べている。
- (9) 第1次民蔵合併の経緯については、『大隈侯八十五年史 第1巻』日清印刷大正5年刊286頁、沢田章編『世外候事歴 維新財政談』マツノ書

店 2015 年刊 232 頁以下、等参照（同書は、大正 10 年に刊行された本の復刻版である。）。明治財政史第 1 巻 231 頁は、第 1 次民蔵合併の日を、本文と異なり、2 年 8 月 18 日としているが、理由は書かれていない。なお、その後、明治 3 年 7 月に大久保利通が主導して両省の再分離がいったんはなされたが、明治 4 年 7 月 27 日に改めて、民部省は大蔵省に合併されて廃止された（第 2 次民蔵合併）。

(10) 会計年度導入の経緯については、第 1 巻 596 頁より引用。ただし、旧漢字を新漢字にしている。以下の文献の引用においても同様である。

(11) 現在では、米の収穫期が 9 ～ 10 月にずれ込んでいるため、米穀年度の始期を 11 月とすることの合理性が問題となっている。しかし、地球温暖化の問題が発生していなかった当時においては、太陽暦の 11 月は、米穀年度の始期として適切であったはずである。

(12) 明治 4 年に豊作のために、米価が大暴落したことに関しては、早稲田大学大学史編集所『大隈伯昔日譚』明治文献 1972 年刊 624 頁に次のようにある。

「米穀の価格痛く下落し、俄にその到達する所を知らず。中央政府に於いて諸般の行政に充つべき経費を獲んには収め来たりし米穀を売却して金銭に換えざるべからざるも、此のごとく之を売却するの容易ならざるのみならず、その価格痛く下落しつつあるを以て、予算を立つことの困難は言う迄もなく、其の売却よりして生ずる収入も存外に大からざりしなり。」

(13) 第 4 期歳計の地税収入は、1134 万 0983 円となっている（第 3 巻 179 頁参照）。それに対し、第 5 期歳計の地税収入は 2005 万 1917 円となっている（第 3 巻 184 頁参照）。これだけを比較すると、地税収入は倍近くに増加している。しかし、第 4 期歳計期においては、明治政府の支配地域は、基本的に旧天領にすぎなかったのに対し、第 5 期歳計期においては、明治 4 年 7 月に断行した廃藩置県により、支配地域が全国に拡大していた。ちなみに、第 6 期歳計（明治 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日）では、6060 万 4242 円となっている（第 3 巻 192 頁参照）。すなわち、第 5 期は明治 4 年 10 月から明治 5 年 12 月までの 14 ヶ月間であるにもかかわらず、第 6 期の 3 分の 1 程度に過ぎないのである。

(14) 維新政府は、明治元年 2 月に各藩から徴集した官吏（「徴士」と呼んでいた。）を朝臣、つまり正式に政府の官吏とし、3 月に最初の「月給仮定」を作り、官吏に対して月俸制を導入した。参照：澤大洋「日本近代官僚制の創建と民権派官僚の政治行動」東海大学政治経済学部紀要第 33 号（2001 年）8 頁。

(15) 1 ヶ月分の俸給を節減するために、新暦を導入したことに関しては、『大隈伯昔日譚』601 頁参照。それによると、当時は、官吏は 5 日に 1 日の割で休日があったが、それを新暦導入と同時に 1 週に 1 日の休日に改めたという。

なお、学制改革を実施していた文部省の江藤新平文部大輔が強硬に主張した結果、13ヶ月分相当の予算を各省に配布することとなったので、実際には、予算削減の効果は生じなかった（的野半介編著『江藤南白』マツノ書店 2006 年刊 27 頁参照。なお、同書は大正 3 年に非売品として刊行された書の復刻版である。）。

- (16) 明治 5 年 11 月 9 日太政官布告第 337 号参照。
- (17) 石代金納に伴う地租納期の変更については、『明治財政史第 5 巻』（以下、「第 5 巻」と略記）485 頁より引用。なお、「叨リニ」は「みだりに」と読む。
- (18) 内閣官報局編『法令全書』第 7 巻—1（原書房、昭和 50 年）437～438 頁参照。
- (19) 早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』第 3 巻（昭和 35 年刊）164 頁より引用。なお、「釐革」は「りかく」と読み、改革、改新を意味する。
- (20) 当時、地租以外にも様々な租税が存在していたので、事実上、または制度上、当該年度中に当該年度にかかる全額の歳入を完了することはできなかったために、この当時の会計制度は複雑なものとなっていた（参照：深谷徳次郎「松方財政の紙幣整理の検討」『明治政府財政基盤の確立』御茶の水書房 1995 年刊 134 頁以下）。しかし、この年、年度独立原則に向けての大きな一歩が踏み出されたことは間違いない。
- (21) 地租改正における方針転換については、明治 8 年太政官達第 38 号
- (22) 台湾出兵：明治 4 年 10 月、台湾に漂着した宮古島島民 54 人が原住民に殺害される事件が発生した。この事件について、日本が清国に抗議を申し入れたのに対して、清国政府は、台湾人は化外の民で清政府の責任範囲ではないと答弁したことから、大久保は、一方において沖縄が我が国領土であることを確立し、他方において台湾に清国の統治権がおよばないことを確立する好機と考え、出兵した事件である。詳しくは、毛利敏彦『台湾出兵』中公新書 1996 年刊参照。
- (23) 軍事費の急膨張に対し、第 7 期歳計予算に計上されていた陸海軍予備金 170 万 6089 円を投じたが、それでも 152 万円ほど不足した（第 3 巻 201 頁参照）。結局、佐賀の乱についていえば、鎮圧経費として、第 8 期歳計の臨時歳出に、6 万 1082 円が計上されている。台湾出兵については、同じく第 8 期歳計臨時歳出に、征蛮諸費 138 万 7682 円が計上されている。
- (24) 家禄とは華族や士族に与えられた秩禄給与であり、基本的には旧幕時代の額を引き継いだ。賞典禄とは維新の功労者に与えられた秩禄給与である。第 7 期歳計の予算額での家禄支給額は 1948 万 4911 円、賞典禄は 104 万 2982 円、計 2052 万 7893 円であったが、第 7 期歳計決算では家禄 2475 万 0323 円、賞典禄 147 万 1406 円、計 2622 万 1729 円と膨れあがり、さらに第 8 期歳計では、予算には家禄、賞典禄ともに全く計上されていないのに、決算では家禄 2488 万 0065 円、賞典禄 187 万 7391 円、計 2675 万 7456

円が計上されているのである。

- (25) 東京の米価の高騰については、室山義正『松方財政研究』ミネルヴァ書房 2004 年刊、46 頁より引用。
- (26) 内務省費については、第 3 卷 203 頁参照。なお、これは予算段階では計上されていなかった。
- (27) 予算超過額については、第 3 卷 200 頁参照。
- (28) 第 7 期予算の地租収入は 4460 万 3332 円（第 3 卷 197 頁）、決算額は 5941 万 2428 円であった（第 3 卷 202 頁等）。それに対し、第 8 期歳計における予算の地租収入は 3997 万 2436 円であった（第 3 卷 207 頁）が、決算額は 6771 万 7946 円（第 3 卷 212 頁）と第 7 期を大幅に上回る額となった（第 3 卷 212 頁）。これは、第 8 期では、通常の 1 年分の歳入額に加えて従前延納されていた分を合わせて収入した結果であった（第 3 卷 209 頁参照）。
- (29) この明治 8 年の時点では、地租改正こそ行われたが、まだ金銭に換えて米で納税される分も多かったのは当然である。本文に述べたとおり、米の価格が騰貴していたため、米売却により 2592 万余円の収入があった。それに加え、酒、生糸、銃猟など様々な租税で延納されていたものも入ってきたという（第 3 卷 209 頁参照）。
- (30) 例えば、第 7 歳計で支給すべきものを、第 8 歳計の歳入で支給したことについて、明治財政史は、「秩禄ニオイテ石代相場ノ高騰セルト会計完結ノ為ニ追給極メテ巨額ナリシ為ニ千七百九万余円ヲ増加シ」、同じく佐賀の乱や台湾出兵についても、「佐賀台湾ノ二役及ヒ暴動鎮撫費等ノ追給百四十七万余円」と説明している（第 3 卷 211 頁）。
- (31) 秩禄処分の詳細な経緯については、落合弘樹『秩禄処分』中公新書 1999 年刊参照。なお参照：国立公文書館 秩禄処分
http://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/m09_1876_03.html
- (32) 三韓とは馬韓・弁韓・辰韓を意味する。『日本書紀』等によれば、九州にいた熊襲くまそという蛮族を仲哀天皇とその妻の神功皇后じんぐうが征伐に行っており、さらに進んで朝鮮を征伐するように、という神託が下りる。これに従わなかった仲哀天皇が神の怒りに触れて死亡したので、神功皇后は身重の身でありながら（その時妊娠していた子が後の応神天皇である）、軍を指揮して朝鮮に攻め込むと、皇后の神威の前に、三韓は戦わずして降伏し、日本領になったという。
- (33) 例えば大隈は、神功皇后以来の日朝関係史が正しいことを前提として、征韓論について論じている（「征韓論の破裂」『大隈伯昔日譚』665 頁以下参照）。
- (34) 明治 10 年の経常経費については、第 3 卷 236 頁以下参照。
- (35) 全額を政府紙幣で賄わず、1500 万円を借入金で賄ったのについては、特殊な事情がある。明治 9 年に秩禄処分が断行されたが、岩倉具視は、華

族がその利活用に苦しむのではないかと考え、金禄証券の受け皿として第15国立銀行を設立したのである。しかし、巨額であるため、これを直ちに利用することができなかった（明治財政史第13巻（以下、「第13巻」と略記する。）275頁参照）。そこで大隈に働きかけて、その発行した銀行券を政府借入金とした。そこに西南戦争が勃発して、多額の軍事費が必要となったので、この手元にあった借入金を利用して急場をしのいだ、という（『大隈侯八十五年史』（大正15年刊）第1巻652頁参照）。

- (36) 西南戦争の経費についての詳細は、第3巻263頁以下参照。
- (37) 大隈の西南戦争後の活動、特に紙幣整理については、『大隈侯八十五年史』第1巻711頁以下参照。
- (38) 紙幣償却の布告については、明治財政史第12巻（以下、「第12巻」と略記する。）201頁より引用。ただし、旧漢字を現行の漢字に修正している。
- (39) 国立銀行条例の明治9年における改正については、明治財政史第13巻（以下、「第13巻」と略記する。）102頁以下参照。また、銀行紙幣の流通高については、同319頁以下の表参照。
- (40) 松方が、セイ（Léon Say）と知り合い、その影響を受けたことについては、室山義正『松方正義』ミネルヴァ書房2005年刊、119頁以下参照（以下、同書について言及する際には、「松方正義」と略称する。）。セイは、セイの法則で名高い経済学者のセイ（Jean-Baptiste Say）の孫であった。セイの法則とは、経済活動は物々交換にすぎず、需要と供給が一致しないときは価格調整が行われ、ほとんどの場合需要が増え需要と供給は一致するので、需要を増やすには、供給を増やせばよいとする古典派経済学の仮説のことである。この法則は、今日の我々から見れば、常識に反する。現代では、この法則は、好況等で十分に潜在需要がある場合や、戦争等で市場供給が過小な場合に限って成り立つ限定的なものと考えられており、一般的な妥当性は否定されている。
- (41) 明治14年の政変：黒田清隆が政商五代友厚と癒着して、北海道開拓使官有物払い下げを行ったが、それにより民権派の政府攻撃が高まった。反大隈派は、これを大隈が福沢諭吉らと結んで行った反政府陰謀であるとして、明治14年10月大隈とその一派を罷免した。
- (42) 準備金についての文章は、明治財政史第9巻（以下、「第9巻」と略記する。）343頁より引用。
- (43) 松方財政の説明については、第12巻234頁参照。
- (44) 日本銀行設立の経緯については、『明治財政史』第14巻（以下、「第14巻」と略記する。）1頁以下参照。
- (45) 日本銀行による兌換券発行の経緯については、第14巻255頁以下参照。
- (46) 国立銀行条例の改正については、第13巻334頁以下参照。
- (47) 日朝修好条規は、朝鮮が外国と結んだ最初の条約であり、日本にとっ

ては、安政の不平等条約を外国に押しつけた最初の例となった。条約締結に至る詳しい経緯については、時野谷勝「明治初年の外交」岩波講座日本歴史 15 巻 1962 年刊 243 頁以下参照。

- (48) 政府が軍拡に転じた文章は、大蔵省編纂『明治大正財政史』第 1 巻、財政経済学会昭和 15 年刊 65 頁より引用。
- (49) 軍備部方式についての説明は、室山・松方正義 196 頁より引用。
- (50) 軍備部収支取扱方は、第 9 巻 414 頁より引用。
- (51) 特別会計という用語は、明治 22 年に会計法が導入されて、初めて使われるようになった。すなわち、同法 30 条は「特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ヲ設置スルコトヲ得」と定めたのである。これにより、明治 23 年には早くも 32 の特別会計が設置された。
- (52) 本文における酒税の記述は、1 期、2 期という期別の分類も含め、明治財政史第 6 巻（以下、「第 6 巻」と略記する。）に、基本的に依拠している。決算数字に関しては、第 3 巻に依拠している。
- (53) 酒造規則については、第 6 巻 73 頁参照。
- (54) 明治 2 年民部省達については、第 6 巻 76 頁以下参照。
- (55) 明治 4 年規則については、第 6 巻 79 頁参照。
- (56) 最初の酒税については、第 3 巻 184 頁参照。
- (57) 明治 8 年酒造規則については、第 6 巻 97 頁以下参照。
- (58) 明治 10 年の酒税規則改正については、第 6 巻 94 頁以下参照。
- (59) 明治 11 年の酒税規則改正については、第 6 巻 97 頁以下参照。
- (60) 明治 13 年酒税規則の大改正については、第 6 巻 107 頁以下参照。
- (61) 増税理由に冠する文章は、深谷「明治前期における酒税改正の意義」『明治政府財政基盤の確立』186 頁より引用。
- (62) 贅趨：この難読の言葉は、当時「しゅうきく」ないし「もとこうじ」と読んだらしい。国税庁のホームページに次のようにある。
「『醸造稼人心得書』は酒税を執り行う福島県が明治四年から同七年にかけての酒税規則を取り纏め、刊行した酒造家向けの酒税解説書である。刊行に当たり福島県では『書中読（よみ）得難き熟字ハ里俗（とち）の語（ことば）を以て稀（まれ）ニ之レを解説（ときわける）す』とし、明治六年四月創設の贅趨税は（もとこうじ）と解き訳している。贅は（しゅう）と音読みするが、（もと）と読むことにより至極合点が行く。贅はまさに酒の（もと）を指す用字である。」
<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/04sake/kaidai.htm>
- (63) 贅趨営業税については、第 6 巻 279 頁以下参照。
- (64) 松方による明治 15 年増税理由については、深谷「酒類増徴と酒造業の再編」『明治政府財政基盤の確立』199 頁より引用。
- (65) 松方デフレについては、『明治大正財政史』第 1 巻 60 頁より引用。
- (66) 松方デフレによる地方の動揺に関しては、大霞会編『内務省史』第 1

巻原書房昭和 46 年復刻 153 頁より引用。

- (67) 池田憲隆は「軍備部方式の破綻と海軍軍拡計画の再編（上）」弘前大学『人文社会論叢・社会科学篇』2005 年 8 月刊 105 頁において、「決算はまったく机上の計算にすぎず、実際に繰入はなされなかったと推測できる」と述べているが、これはあまりに『明治財政史』の資料価値を否定する見解と考える。
- (68) 酒税に対する取り締まりの強化については第 6 巻 131 頁以下参照。
- (69) 明治 16 年度に、海軍が発注した軍艦は、国内製造分が、横須賀造船所に発注された葛城、武蔵で、いずれも竣工は明治 19 年である。海外に発注されたのは、浪速（イギリス）、高千穂（イギリス）、畝傍（フランス）で、やはり竣工は明治 19 年である。出典：池田憲隆「1883 年海軍軍拡前後期の艦船整備と横須賀造船所」弘前大学『人文社会論叢・社会科学篇』2002 年刊 17 頁以下参照。なお、畝傍は、完成後、日本に回航される途中で謎の失踪を遂げ、今日に至るも行方不明であることで有名である。
- (70) 軍備部廃止に至る経緯については、第 9 巻 426 頁より引用。
- (71) 軍備部廃止理由に関する『明治財政史』の記述とほぼ同一の発言を松方正義は行っている（大東文化大学東洋研究所編『松方正義関係文書第三巻』1981 年刊 18 頁）ので、明治財政史はそれに引きずられたものと思われる。
- (72) 明治財政史第 1 巻冒頭の序文に、松方正義を顕彰する目的であることは明言されており、さらに本文冒頭には、「松方泊略伝」までが掲載されている。
- (73) 明治 16 年度決算額の説明については、第 3 巻 352 頁より引用。
- (74) 明治 17 年度決算額の説明については、第 3 巻 363 頁より引用。
- (75) 明治 18 年度決算額の説明については、第 3 巻 375 頁より引用。
- (76) これについて、次のように述べている論文がある。
「陸海軍あわせて 4 百万円にのぼる軍事支出増は 1883（明治 16）年度については、1,654 千円、1884（明治 17）年度は 2,373 千円の準備部からの繰入れ等によってからくも実現されたのである。」（寺西重郎「松方デフレのマクロ経済学的分析」『松方財政と殖産興業政策』国際連合大学 1983 年刊 172 頁より引用）
これに依れば、17 年度についても、歳入超過どころか準備部からの繰入で賄っていることになる。残念ながら、示されている数字の出典が書かれていないので、その正否を確認することができない。
- (77) 「会計年度改訂ノ議」については、『松方正義関係文書第二巻』（以下、「松方文書第二巻」と略記する。）大東文化大学東京研究所 1981 年刊 391 頁参照。
- (78) 「会計年度更正ノ奏議」については、松方文書第二巻 391 頁参照。
- (79) 「会計年度更正趣意書」については、松方文書第二巻 394 頁参照。

- (80) 明治 17 年時点における地租の納期については、第 5 巻 488 頁参照。
- (81) 念のため、大蔵省証券について説明すると、予算の執行上、納税期などの関係で一時国庫金の不足する場合に政府が発行する流動公債の一種である。政府は当該年度の歳入で償還しなければならない。この制度を初めて導入した大蔵省証券条例（明治 17 年 9 月 20 日太政官布告 24 号）については、『明治財政史第 8 巻』（以下、「第 8 巻」と略記する。）366 頁参照。なお、それが導入された経緯については、松方文書第二巻 385 頁参照。
- (82) 大蔵省証券の利子額については、「会計年度更正ノ奏議」より引用（松方文書第二巻 392 頁参照）。
- (83) 「会計年度更正ノ奏議」及び「会計年度改正趣意書」に見られる主張である（松方文書第二巻 392 頁及び 396 頁参照）。
- (84) 現行日本銀行法 3 条 1 項では、「日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない」として、通貨政策の自主性を明確に認め、また、同 5 条 2 項で、「日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない」として、業務運営における自主性を保障している。これを担保する具体的な仕組みとして、例えば、1998 年（平成 10 年）の日本銀行法改正においては、それまでの日本銀行法にあった政府の広範な監督権限が大幅に制限され、合法性の監督に限定された。
- (85) 松方の言葉は、「松方伯財政論策集」大内兵衛等編『明治前期財政経済資料集成第一巻』明治文献資料刊行会昭和 37 年刊 542 頁より引用。
- (86) 明治 19 年度海軍公債については、第 3 巻 387 頁参照。
- (87) 海軍公債条例については、第 8 巻 307 頁以下参照。
- (88) 防海費御補助金および防海費献納金については、第 3 巻 398 頁参照。
- (89) 整理公債条例については、第 8 巻 310 頁以下参照。
- (90) 整理公債が、必ずしも予定通りにうまく機能しなかったことは、第 8 巻 316 頁以下参照。